

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No. 9
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社東芝 代表取締役 社長執行役員 C E O 島田 太郎
【住所又は本店所在地】	神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
【報告義務発生日】	2025年 8 月 1 日
【提出日】	2025年 8 月 6 日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1 名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	本店移転

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	チタン工業株式会社
証券コード	4098
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社 東芝
住所又は本店所在地	神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	東京都港区芝浦一丁目1番1号

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1904年6月25日
代表者氏名	島田 太郎
代表者役職	代表取締役 社長執行役員 CEO
事業内容	電気機械器具製造業、計量器、医療機械器具その他機械器具製造業、ソフトウェア業、電気通信業、放送業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、化学工業、金属工業、建設業、不動産売買・賃貸借・仲介業、窯業、土石採取業、電気供給業、金融業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社東芝 法務・コンプライアンス部 法務第一室 北川 裕之
電話番号	044-578-8245

（2）【保有目的】

政策保有（取引関係の維持、発展）

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	200,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O 200,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T		200,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (2025年 8 月 1 日現在)	V 3,027,626
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T / (U+V) × 100)	6.61
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	6.61

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、提出者が保有する発行者の普通株式の全てを、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社あおぞら銀行（以下「本シニアローン債権者」という。なお、本シニアローン債権者は2024年11月29日付で1社、2024年12月30日付で2社、2025年3月31日付で13社増加し、提出日現在において21社となっている。）に対するT B J H株式会社の借入債務の担保として差し入れるため、本シニアローン債権者との間で担保権設定に関する協定書を2024年9月10日付で締結した。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	418,000
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	418,000

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地